

平成29年度 第19回庁議要旨

日時：平成30年1月10日（水）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市羽坂老人憩の家の廃止について（雄勝総合支所、福祉部）

羽坂老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として昭和54年度に建設され、これまで主に羽坂地区住民の集会所施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する桑浜羽坂地区会が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

施設の老朽化に伴い、大規模改修の要望が出されたが、改修を行っても今後も多額の維持経費が必要となることから地区で協議し、新たに集会所を新設することとなったため、当該施設を廃止するもの。

(1) 主な内容

【施設概要】

- ① 施設の位置 石巻市雄勝町桑浜字羽坂419番地
- ② 設置年月 昭和54年3月（築38年）
- ③ 建物構造 木造瓦葺平屋建て 142.39㎡
- ④ 施設内容 大（和）広間（27畳）、和室（15畳）調理室、トイレ、物置

※参考 ・平成28年度年間利用者数 延べ 981人

・土地については市有地のため廃止手続後、普通財産として所管換えし地区会と無償貸付契約を締結する予定。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会へ石巻市老人憩の家条例の一部改正について提案
（平成30年4月1日施行予定）

6月 解体工事着手

9月 集会所建設工事着手

2 石巻市老人憩の家の無償譲渡について（福祉部、河北総合支所、桃生総合支所）

地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している、老人憩の家は、地区住民の集会所施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

今般、石巻市行財政運営プラン等に基づき、無償譲渡について地元の説明した結果、合意に達した。

当該施設を地元自治会等に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

		大土老人憩の家	拾貫老人憩の家	山田老人憩の家
建物	1 位置	石巻市大森字日影 168番地	石巻市桃生町太田 字拾貫壱番81番 地	石巻市桃生町檜崎 字山田128番地 2
	2 設置年月	平成3年2月	昭和51年3月	昭和55年2月
	3 建設費	11,630千円	6,515千円	7,296千円
	4 構造	木造平屋	木造平屋	木造平屋
	5 延床面積	109.30㎡	111.15㎡	96.60㎡
土地	6 面積	273.53㎡ (うち市有地 196.65㎡)	798.00㎡	508.00㎡
	7 取扱い	市有地分について、 無償譲渡	民地のため、譲渡 対象外	市有地のため、無 償貸付契約
参考	8 年間維持費(H28年度)	85千円	84千円	26千円
	9 年間利用者(H28年度)	328人	376人	165人

※大土老人憩の家の土地については、石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第1項第3号（寄附受領後20年を経過していない）によるもの。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会へ石巻市老人憩の家条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（平成30年4月1日施行予定）

3月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え
市有財産譲渡契約の締結

4月 地縁団体へ無償譲渡

3 石巻市敬老祝金の改正について（福祉部）

長寿化が進む中、敬老祝金支給事業については対象者が年々増加傾向にあり、直近の3ヵ年（平成27年度～平成29年度）においては、それ以前の3ヵ年（平成24年度～平成26年度）と比較し対象者が約15%増となっており、今後も引き続き対象者の増加が見込まれる。

震災復興期間が終了し、財政状況がより一層厳しくなると予想される33年度以降に向け、敬老祝金支給額を改正することにより事業の継続を図るもの。

(1) 主な内容

① 石巻市敬老祝金支給条例の一部改正

100歳の誕生日において、市内に引き続き10年以上住所を有する者に対する支給額を現行の20万円から10万円に、3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する者に対する支給額を現行の10万円から5万円に改正する。

区分	支給額	受給資格
現 行	200,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合
	100,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合
改正案	100,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合
	50,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合

※経過措置として、平成30年度から32年度の3年間は市内に引き続き10年以上住所を有する者に対する支給額を150,000円、3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する者に対する支給額を75,000円とする。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会へ石巻市敬老祝金支給条例の一部改正について提案
(平成30年4月1日施行予定)

4 石巻市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について（福祉部）

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、3年ごとに見直しを行い策定している。

また、障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正により、今年度新たに策定することとなった。

障害者施策の動向や福祉ニーズの変化を踏まえ、障害福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保等を、障害児福祉計画については、障害児通所支援及び障害児相談支援等を提供するための体制確保等を総合的かつ計画的に図られるようにするため、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定するもの。

(1) 主な内容

【計画の概要】

① 基本的な視点

石巻市第3次障害者計画における基本理念「共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ」のもと、以下の基本方針に沿って事業を推進します。

- ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- イ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ウ 障害を理由とする差別の解消の推進
- エ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進

② 重点事業

施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定

- ア 啓発活動、福祉教育の推進
- イ 相談支援体制の確保
- ウ 多様な就労への支援
- エ 発達・療育支援環境の充実

③ 計画期間 平成30年度～32年度(3年間)

④ 見込量の推計

現在利用量に「障害福祉サービスに関するアンケート調査」によるニーズ割合を付加し、利用実績や施策の方向性をもとにした見込み量の考え方を勘案し設定した。

(2) 今後の予定

平成30年2月 パブリックコメント実施

3月 第5回石巻市障害福祉推進委員会（最終案取りまとめ）

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定

5 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、石巻市建築基準等に関する条例第9条第1項第6号の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ多くの被災者が自立再建（住宅再建）できていない状況である中、減免期間が平成30年3月31日をもって終了となる。

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

(1) 主な内容

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を平成31年3月31日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- ① 建築確認申請手数料
- ② 中間検査申請手数料
- ③ 計画変更申請手数料
- ④ 完了検査申請手数料
- ⑤ 建築許可・認定申請手数料

(2) 今後の予定

平成30年1月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」の一部改正

6 鹿又地区の農業集落排水処理施設の公共下水道接続について（建設部）

鹿又地区農業集落排水処理施設は、平成3年4月に供用開始後26年が経過し、各施設の老朽化が進んでいた。既存施設の更新について、国からの通知等の指針により、経費削減と効率的な事業実施を図るため、公共下水道への接続を検討していたが、震災後の人口流入により、緊急的な対応が求められていた。

施設の効率的使用による維持管理経費等の削減を図るため、既存の農業集落排水処理施設から公共下水道に接続するもの。

(1) 主な内容

鹿又地区の農業集落排水処理施設の公共下水道接続に伴い、以下の農業集落排水処理施設の位置及び処理区域を農業集落排水処理区域から削除し、農業集落排水事業分担金の事業区域から除外するもの。

【施設名、処理区域等】

- ① 名称 石巻市鹿又地区農業集落排水処理施設
- ② 位置 石巻市鹿又字志戸261番地
- ③ 処理区域 梅木、四家及び新田町の全部並びに中山・上谷地、道的・三軒谷地及び本町の一部
- ④ 事業区域 処理区域と同じ
- ⑤ 分担金の額 25,000円

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に石巻市農業集落排水処理施設条例及び石巻市農業集落排水事業分担金条例の一部改正について提案（平成30年4月1日施行予定）

3月 鹿又地区の公共下水道への接続替工事完了予定

[報告事項]

1 あらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について（産業部）

第1種北上漁港大指地区の漁港施設用地の造成を行うにあたり、公有水面の埋立てを行っている。漁港施設用地の造成を目的とした公有水面の埋立てにより生じた土地を確認し、市域に加えるもの。

(1) 主な内容

公有水面埋立法により開始した、第1種北上漁港大指地区の漁港施設用地の造成が竣功したことに伴う宮城県からの通知に基づき、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を本市の区域内に生じた土地として確認するとともに、石巻市の町（字）の区域に加えようとするもの。

【市域編入区域】

埋立区域 石巻市北上町十三浜字山居109番2、121番2及び121番3に隣接する公有水面

埋立面積 2,990.62平方メートル

竣功認可日 平成29年11月15日

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会にあらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について提案

[その他]

- ・大型客船の寄港とその対応について（建設部）

以 上